食料・農業・農村基本計画(令和2年3月)

~ 我が国の食と活力ある農業・農村を次の世代につなぐために ~

基本的な方針

「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として 推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な 食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と 食料安全保障を確立

施策推進の基本的な視点

- ✓ 消費者や実需者のニーズに即した施策
- ✓ 食料安全保障の確立と農業・農村の重要性についての 国民的合意の形成
- ✓ 農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産 基盤の強化に向けた施策の展開
- ✓ スマート農業の加速化と農業のデジタルトランスフォー メーションの推進
- ✓ 地域政策の総合化と多面的機能の維持・発揮
- ✓ 災害や家畜疾病等、気候変動といった農業の持続性を 脅かすリスクへの対応強化
- 農業・農村の所得の増大に向けた施策の推進
- SDGsを契機とした持続可能な取組を後押しする施策

食料・農業・農村をめぐる情勢

農政改革の着実な進展 農林水産物・食品輸出額

4,497億円(2012) → 9,121億円(2019) 生産農業所得 2.8兆円(2014) → 3.5兆円(2018)

若者の新規就農 18,800人/年(09~13平均) → 21,400人/年(14~18平均)

国内外の環境変化

- ①国内市場の縮小と海外市場の拡大
- ・人口減少、消費者ニーズの多様化
- ②TPP11、日米貿易協定等の新たな国際環境
- ③頻発する大規模自然災害、新たな感染症 ④CSF(豚熱)の発生・ASF(アフリカ豚熱)への対応

生産基盤の脆弱化

農業就業者数や農地面積の大幅な減少

これまでの食料・農業・農村基本計画

- 食料・農業・農村基本法 (平成11年7月制定) に基づき策定
- 今後10年程度先までの施策の方向性等を示す、農政の中長期的な

平成27年

平成12年 平成17年 平成22年

※ おおむね5年ごとに見直し

目標・展望等

食料自給率の目標

【生産額ベース】66% (2018) → 75% (2030) 【カロリーベース】 37% (2018) \rightarrow **45%** (2030) (経済活動の状況を評価)

(食料安全保障の状況を評価)

【飼料自給率】 25% (2018) → 34% (2030)

【食料国産率】 飼料自給率を反映せず、国内生産の状況を評価するため新たに設定 <カロリーベース> 46%(2018) \rightarrow 53%(2030) <生産額ベース> 69%(2018) \rightarrow 79% (2030)

食料自給力指標(食料の潜在生産能力)

農地面積に加え、労働力も考慮した指標を提示。また、新たに2030年の見通しも提示

【基本計画と併せて策定】

農地の見诵しと確保

(2019)439.7万ha 📄 見通し: 414万ha 「すう勢:392万ha

> ※施策を講じない場合 農業構造の展望

(2015)208万人 📄 展望:140万人 すう勢:131万人

農業経営の展望

① 37の経営モデルを提示

② 小規模でも安定的な経営を行い農地 維持等に寄与する事例を提示

講ずべき施策

1. 食料の安定供給の確保

- 新たな価値の創出による需要の開拓
- グローバルマーケットの戦略的な開拓 (農林水産物・食品の輸出額:5兆円を目指す(2030))
- 消費者と食・農とのつながりの深化
- 食品の安全確保と消費者の信頼の確保 ○ 食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障の 確立
- TPP等新たな国際環境への対応、今後の国際交渉への 戦略的な対応

3. 農村の振興

- 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保 (複合経営、地域資源の高付加価値化、地域経済循環 等)
- 中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるた めの条件整備

(ビジョンづくり、多面的機能の発揮、鳥獣被害対策等)

- 農村を支える新たな動きや活力の創出 (地域運営組織、関係人口、半農半X等のライフスタイル 等)
- 上記施策を継続的に進めるための関係府省で連携した 什組みづくり
- 6. 食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的 合意の形成

2. 農業の持続的な発展

○担い手の育成・確保

(法人化の加速化、経営基盤の強化、経営継承、新規就農と定着促進等)

○ 多様な人材や主体の活躍 (中小・家族経営、農業支援サービス等)

○農地集積・集約化と農地の確保

(人・農地プランの実質化、農地中間管理機構のフル稼働等)

<生産努力目標>

課題が解決された場合に、

主要品目ごとに2030年に

おける実現可能な国内の

農業生産の水準を設定

○ 農業経営の安定化 (収入保険制度や経営所得安定対策等の着実な推進等)

○ 農業牛産基盤整備

(農業の成長産業化と国土強靱化に向けた基盤整備) ○ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と

流通・加工構造の合理化 (品目別対策、農作業等安全対策の展開等)

○ 農業生産・流通現場のイノベーションの促進

(スマート農業の加速化、デジタル技術の活用推進等)

○ 環境政策の推進

(気候変動への対応、有機農業の推進、自然循環機能の維持増進等)

- 4. 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応
 - 5. 団体に関する施策
- 7. 新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への 対応

施策の推進に必要な事項

- ①国民視点・現場主義に立脚、②EBPMの推進・「プロジェクト方式」による進捗管理、③効果的・効率的な施策の推進、④行政手続のデジタルトランスフォーメーション、
- ⑤幅広い関係者・関係府省との連携、⑥SDGsに貢献する環境に配慮した施策の推進、⑦財政措置の効率的・重点的運用